



JASDAQ

平成 28 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ニ レ コ
代表者名 代表取締役社長 久保田 寿治
(コード番号：6863 JASDAQ)
問い合わせ先 取締役執行役員管理部門長
碓 光司
(TEL 042-642-3111)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の理由

当社では、従来からコーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題のひとつとして捉え、経営の健全性、透明性を高め、意思決定の迅速化、執行体制の効率化を図ることで企業価値の向上に取り組んでまいりました。今般、より迅速な意思決定を実現するとともに、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を置き、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を有することで、取締役会の監督機能を一層強化し、更なるコーポレート・ガバナンスの強化並びに企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行することとしたものです。

(2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 90 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更について

(1) 変更の目的

- ①監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役および取締役会に関する規定の変更、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものです。
- ②取締役会の決議をもって重要な業務執行（所定の事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる規程を新設するものです。
- ③会社法改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が拡大されたことに伴い、その期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするために必要な変更を行うものです。

- ④機動的な資本政策並びに配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会の決議によって定めることができる旨の規定を新設するものです。
- ⑤その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所定の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 28 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 28 日 (予定)

以 上

(別紙)【定款変更の内容】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人</p> <p>2. <条文省略></p>	<p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会 (2)監査等委員会 <削 除> (3)会計監査人</p> <p>2. <現行とおりに></p>
<p>第12条 (株式取扱規程) 当社の株主の権利行使に際しての手続きその他株式に関する取扱いは、法令または定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p>	<p>第12条 (株式取扱規程) 当社の株主の権利行使に際しての手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p>
<p>第19条 (員数) 当社の取締役は7名以内とする。</p> <p><新 設></p>	<p>第19条 (員数) 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は5名以内とする。</p> <p><u>2.当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p>
<p>第20条 (選任方法) 取締役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. <条文省略> 3. <条文省略> <新 設></p> <p><新 設></p>	<p>第20条 (選任方法) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <現行とおりに> 3. <現行とおりに> <u>4.当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p><u>5.前項の補欠の監査等委員である取締役の</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 21 条 (任期) 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p><u>2.補欠の取締役が取締役に就任した場合の任期は、退任した取締役の任期の満了すべきときまでとし、また増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了のときまでとする。</u></p> <p><u>3.補欠の取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。</u></p> <p>第 22 条 (代表取締役) 取締役会の決議により代表取締役を選定する。</p> <p>第 23 条 (役付取締役) 取締役会の決議により代表取締役のうちから取締役社長 1 名を選定し、必要に応じ取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。</p>	<p><u>選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。</u></p> <p>第 21 条 (任期) 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p><u>2.監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p><u>3.任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>第 22 条 (代表取締役) 取締役会の決議により<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>のうちから代表取締役を選定する。</p> <p>第 23 条 (役付取締役) 取締役会の決議により代表取締役のうちから取締役社長 1 名を選定し、必要に応じ<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>のうちから取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 24 条（報酬等） 取締役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 25 条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2.取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 26 条（取締役会の決議の省略） 当社は取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p style="text-align: center;">＜ 新 設 ＞</p> <p>第 27 条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めがあるものを除き、取締役会で定</p>	<p>相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 24 条（報酬等） 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 25 条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2.取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 26 条（取締役会の決議の省略） 当社は、<u>取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第 27 条（重要な業務執行の決定の委任） <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に委任することができる。</u></p> <p>第 28 条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令または本定款に<u>別段</u>の定めがあるものを除き、取締役</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>める取締役会規程による。</p> <p>第 28 条（取締役の責任免除） 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 5 章 <u>監査役、監査役会および会計監査人</u></p> <p><u>第 29 条（員数）</u> <u>当社の監査役は 4 名以内とする。</u></p> <p><u>第 30 条（選任方法）</u> <u>監査役は株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2.監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>第 31 条（任期）</u> <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> <u>2.任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了のときまでとする。</u> <u>3.補欠の監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</u> <u>4.補欠の監査役の選任の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終の</u></p>	<p>会で定める取締役会規程による。</p> <p>第 29 条（取締役の責任免除） 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（同法第 2 条第 15 号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会および会計監査人</u></p> <p><削 除></p> <p><削 除></p> <p><削 除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>ものに関する定時株主総会開催のときま でとする。</u></p> <p><u>第 32 条（常勤監査役）</u> <u>監査役会は、その決議により常勤監査役を 選定する。</u></p> <p><u>第 33 条（報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は株主総会の決議によって 定める。</u></p> <p>第 34 条（<u>監査役会</u>の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前ま でに各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮する ことができる。</p> <p>2.<u>監査役</u>全員の同意があるときは、招集の 手続きを経ないで<u>監査役会</u>を開催するこ とができる。</p> <p>第 35 条（<u>監査役会</u>規程） <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定 款に定めがあるものを除き、<u>監査役会</u>で定 める<u>監査役会</u>規程による。</p> <p>第 36 条（<u>監査役</u>の責任免除） 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定に より、<u>社外監査役</u>との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を 締結することができる。</p> <p>第 37 条（事業年度） ＜条文省略＞</p>	<p>＜削 除＞</p> <p>＜削 除＞</p> <p>第 30 条（<u>監査等委員会</u>の招集通知） <u>監査等委員会</u>の招集通知は、会日の 3 日前 までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。ただ し、緊急の必要があるときは、この期間を 短縮することができる。</p> <p>2.<u>監査等委員</u>全員の同意があるときは、招 集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開 催することができる。</p> <p>第 31 条（<u>監査等委員会</u>規程） <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または 本定款に別段の定めがあるものを除き、<u>監 査等委員会</u>で定める<u>監査等委員会</u>規程によ る。</p> <p>＜削 除＞</p> <p>第 32 条（事業年度） ＜現行とおり＞</p>

